

株式会社BTX 海外募集型企画旅行 ご旅行条件

お申し込みいただく前に必ずお読み下さい。
この書面は旅行業法第12条の4の定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5の定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- このご旅行は株式会社BTX(観光庁長官登録旅行業第1587号以下「当社」といいます)が企画・募集・実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「ご旅行契約」)を締結することになります。
- ご旅行契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)、本旅行条件書による他、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面及び当社旅行契約款(募集型企画旅行契約の部)によります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って、送達・宿泊機関等の提供を受けること、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。の)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. ご旅行契約のお申し込み

- ご来店にてお申し込みの場合、当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申し込みいただきます。
- 当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行の予約を受け付けます。この場合、予約の時点で契約は成立していません。当社が予約可能な旨お客様に通知した後、その日から起算して7日以内に、申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されないときは、当社は予約はなかったものとして取り扱います。
- 旅行契約の郵便又はファクシミリその他でお申し込みの場合は、申込書の提出と申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する旨の通知を出したときに、また電話によるお申し込みの場合は、本項(2)により申込書と申込金を当社が受理したときに成立いたします。
- 申込金の額は以下のとおりです。

旅行代金の額	申込金(おひとり)
50万円以上	100,000円以上旅行代金まで
30万円以上50万円未満	50,000円以上旅行代金まで
15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

- ただし特定期間、特定コースにつきましては別途「パンフレット」に定めるところによります。また、上記の「旅行代金」とは第8項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。
- 申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。
 - お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社は、お客様の承諾を得ず、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期間を確認し、予約可能とならず、手配努力することがあります。(以下「ウエディング登録」といいます。の場合でも当社は申込書の提出および申込金を申請いたします。但し当社が予約の不可能となった旨を通知するお客様よりウエディング登録の解除のお申し出があった場合)又は「結果として予約できなかった場合」は、当社は当該申込金を全額払い戻します。なお、ウエディング登録は予約の完了を保証するものではありません。
 - 本項(2)の場合で、ウエディングコースの契約の成立は、当社が予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

3. お申し込み条件

- お申し込み時点で20歳未満の方は、当社が別途定めた一定条件に該当する場合を除き保護者の同意書の提出が必要となります。旅行開始日時点で15歳未満の方は、特定コースに参加する場合を除き当該参加者の保護者の同意が必要となります。
- 旅行開始日時点で75歳以上の方は所定の「健康アンケート」の提出をお願いいたします。場合によっては別途医師の診断書の提出をお願いすることがあります。コースにより、ご参加をお断りさせていただきますが、同伴者の同行などを条件とさせていただきます場合があります。
- 特定旅行客を对象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、性別、資格、技能、その他参加条件に合致しない場合、ご参加をお断りすることがあります。
- 身体に障害をお持ちの方、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方などで特別な配慮を必要とする方は、その旨をご旅行のお申し込み時点でお申し出ください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。障害をお持ちの方は所定の「お伺い書」を提出していただきます。慢性疾患のある方、現在健康を損なわれている方は所定の「健康アンケート」の提出をお願いいたします。場合によっては別途医師の診断書の提出をお願いすることがあります。妊娠中の方はお客様ご自身の責任においてご参加していただくことを条件とします。ただし妊娠30週以降(出産予定日6週間以内)の航空機搭乗および出産予定日ははっきりしない場合は、診断書の提出が必要となります。また行き先により、妊娠の進捗を問わず英文の診断書の提出を条件とする場合もあります。いずれの場合も現地事情や送達・宿泊機関等の状況により、お申し込みをお断りさせていただきますが、お客様のご負担で介助のため、同伴者の同行などを条件とさせていただきます場合もあります。この場合に出るコースの一部の内容を変更させていただきます場合があります。
- 当社は旅行中お客様が疾病、傷害、その他の事由により医師の診断又は治療を必要とする判断する場合には、必要の負担を取ることがあります。これにかかると一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様がご本人より別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件にてお受けする場合があります。
- お客様の都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要となります。
- 他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき当社が判断する方のお申し込みをお断りする場合があります。
- お客様が暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合でお申し込みをお断りすることがあります。

4. 旅行契約の成立時期

旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第2項の申込金を受理した時に成立するものとします。

5. 旅行契約の書面の交付

- 当社は、旅行契約成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。を)をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書および構成されます。
- 当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載することによります。

6. 確定書面(最終旅行日程表)の交付

- 第5項の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に集合時刻、場所、利用送達機関、宿泊機関等に関する事項を記載した最終旅行日程表(以下「確定書面」)を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。(原則として旅行開始日の2週間前〜7日前にはお渡しするよう努力いたしますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部は旅行開始日の間際にお渡しする場合があります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。)但し、お申し込みが旅行開始日の前日から起算して7日以内にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しする場合があります。
- 本項(1)の場合において、手配状況の確認を希望するお客様がお問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- 本項(1)の確定書面を交付した場合には、第5項(2)の規定により当社

社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

7. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

8. お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは募集広告又はパンフレットに旅行代金として表示した金額「プラス」追加代金、割引金額として表示した金額をいいます。この合計金額は、第2項の「申込金」第16項(1)の「(ア)の取消料」第17項(1)の「(ア)の金額」および第27項の「変更補償金」の算出の基準となります。

9. 渡航手続き

旅行に要する旅券、査証、予防接種証明書などの渡航手続きはお客様ご自身で行っていただきます。但し、取扱店では所定の料金を申し受け、別途契約して渡航手続きの一部の代行を行います。この場合、取扱店のお客様ご自身の事由による旅行の査証の取得ができなくてもその責任を負いません。尚、当社および当社の代理店以外の旅行業者による渡航手続きを依頼された場合は当該渡航手続きの業務にかかわる責任の当事者は当該取扱旅行業者となります。

10. 旅行代金に含まれないもの

- 旅行日程に明示した以下のものが含まれます。
- 航空・船舶・鉄道等利用交通機関の運賃(コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き、エコノミークラス、船舶は普通船扱い、鉄道は普通車となります。)
 - 送迎バス等の代金(空港・駅・埠頭と宿泊ホテル間)、都市間の移動(タクシー)等の代金、但し、旅行日程に「お客様負担」と表記されている場合を除きます。
 - 観光、視察の代金、(バス等の代金、ガイド・通訳・入場料等)
 - ホテル等に係る宿泊代金、税金、サービス代金(2人部屋をお2人で使用する)ことを基準とします。
 - 食事に係る代金(機内食は除く)、税金、サービス代金
 - お1人につきスーツケースなど1個の受託手荷物運送代金(お1人20kg以内が原則ですが、クラス、方面によって異なりますので詳しくは係員にお問い合わせください) 手荷物の運送は当該送達機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続を行行するものです。
 - 添乗員同行コースでの添乗員費用
 - 空港・駅・埠頭および宿泊ホテル等における送迎等のサービスに係る代金(一歩の空港・駅・埠頭ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身でスーツケースなどを運搬していただく場合があります)上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払戻しいたしません。

11. 旅行代金に含まれないもの

- 前10項の代金は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- 超過手荷物料金(規定の重量・大きさ・個数を超える場合について)
 - クリーニング、電報・電話に係る料金、ホテルのボーイ・メイド等へのチップ、その他追加飲食等の個人的諸費用
 - 傷害・疾病に関する医療費等
 - 任意の海外旅行傷害保険等
 - 渡航手續関係諸費用(旅券・査証の取得代金、予防接種料金および渡航手續取扱料金)
 - お1人部屋を利用される場合の追加代金
 - 希望するお参加されるオプションツアー(別料金課の小旅行)代金
 - 日本国内の空港施設使用料
 - 日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費や宿泊費等。
 - 日本国外の空港税、出国税およびこれに類する諸税(ただし空港税等を含む)のことを当社がパンフレットに明示したコースを除きます。
 - 航空会社が課税する「燃油サーチャージ」など

12. 追加代金

- 第8項でいう「追加代金」とは、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含まれて表示した場合を除きます。)
- お1人部屋を使用される場合の追加代金
 - パンフレット等当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金
 - 「食事前プラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金
 - 「パンフレット等当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
 - 「パンフレット等当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に関する差額代金
 - その他、パンフレット等で「xxxx追加代金」と称するもの(アリーチェット/追加代金、カセットプラン及び専用車プラン等ご希望をお受けする旨/パンフレット等に記載した場合の追加代金等)

13. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運輸・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画にない送達サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらがひなく速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

14. 旅行代金の額の変更

- 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する送達機関について適用を受ける運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額あるいは減額される場合においては、当社は、その増額又は減額された金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することがあります。
- 本項(1)により旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
- 当社は本項(1)により運賃・料金の減額がなされたときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 当社は第13項の規定に基づく契約内容の変更による旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに代わって取消料、違約料その他に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を含みます)の減少又は増加が生じた場合(費用の増加が、送達・宿泊機関等当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、送達・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことに由来する場合を除きます)は、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
- 当社は送達・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増減する契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。又、取消料によって利用人員が変更となったときは、取り消しのお客様より所定の取消料を別途いただきます。

15. お客様の交替

- お客様は当社の承諾を得た場合に限って、旅行契約上の地位を、別の方へ譲渡する(お客様が交替)ができます。(ただしコースにより、また時期により当該交替を一切お受けできないことがあります。)この場合、お客様は当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交替を要する実費と手数料として10,000円をお支払いいただきます。お客様の交替に

伴う航空券の再発券に際し、航空運賃に差額が生じる場合は、それらをお客様の負担とします。

16. お客様による旅行契約の解除

- 旅行開始前
(ア)お客様は以下に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
- 日本出国時又は帰国時に航空機を利用するコース

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
旅行開始日が下記のピーク時にある場合で旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降31日までの間	旅行代金が50万円以上……………50,000円 旅行代金が30万円以上50万円未満…25,000円 旅行代金が15万円以上30万円未満…15,000円 旅行代金が10万円以上15万円未満…10,000円 旅行代金が10万円未満……………旅行代金の10%にあたる日まで
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降15日目にあたる日まで	旅行代金が50万円以上……………100,000円 旅行代金が30万円以上50万円未満…50,000円 旅行代金が15万円以上30万円未満…30,000円 旅行代金が10万円以上15万円未満…20,000円 旅行代金が10万円未満……………旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日及び前日まで	旅行代金の50%
旅行開始日の当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除及び無連絡不参加	旅行代金の100%

*「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日をいいます。
*上記表上の「旅行開始後」とは、下記のとおりとします。
I. 当社の空港カウンターで「受付」と行う場合は「受付」完了後、「受付」がない場合は最初に航空機に搭乗する空港の「手荷物検査場」での検査が終了した時。
II. 「現地出発プラン」などで、最初に受ける旅行サービスが航空機以外の場合はその提供を受けることを開始した時。
III. お客様が「受付」を完了していないときも、当社の空港カウンターでの「受付」時間終了後、「旅行開始後」とみなします。
(「受付」がない場合、日程に定める最後のサービスの提供開始時刻を過ぎた場合、旅行開始後とみなします。)

買切航空機を利用する場合及び日本入国とともに船舶を利用する場合の旅行契約は別途お渡しする旅行条件となります。

- (イ)旅行契約成立後にもコースまたは出発日を変更された場合も前記の取消料の対象となります。
- (ウ)各種コースの取消し手続きおよびその他渡航手續上の事由により、旅行契約解除の場合も前記の取消料の対象となります。
- (エ)お客様は以下に該当する場合は、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - 当社によって契約内容が変更されたとき、但し、その変更が第27項の表左欄に規定するものその他の重要なものであると認めらるるとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運輸・宿泊機関等のご旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおれが極めて大ききとき。
 - 当社がお客様に第6項で示す期日までに最終旅行日程表をお渡ししなかったとき。
 - 当社の責によらず事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (フ)旅行開始後
 - お客様の都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
 - お客様の責に帰せられない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、お客様は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することのできななくなった部分の旅行契約を解除することができます。
 - 前(イ)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領する部分の取消料に相当する金額をお客様に払い戻します。ただし、(イ)の場合が当社の責任に帰すべき事由による限りにおいては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払われ、又はこれから支払われなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

17. 当社による旅行契約の解除

- 旅行開始前
(ア)お客様が第7項の期日までに旅行代金のお支払いがないときは、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当社はその翌日に旅行契約を解除します。この場合は第16項(1)の「(ア)の取消料」と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (イ)当社は次の場合において、お客様に理由を説明して、旅行契約を解除する場合があります。
 - お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。
 - お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える責任を負ったとき。
 - 参加者の数がいずれもパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき、この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日(第16項(1)(ア)でのピーク時については33日)に当たる日より前日に旅行を中止する旨を通知します。
 - フェリーを目的とするコースにおける降雪量等の不足により、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないとき、またはそのおそれ極めて大きいとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、送達・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおれが極めて大ききとき。
 - 通信契約を締結した場合で、お客様のクレジットカードが無効になること、旅行代金の決済ができなくなったとき。
- お客様が暴力団員、暴力団関係企業、暴力団関係企業その他の反社会的勢力であると判明したとき。
- (フ)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。
 - お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するたための添乗員その他の者による当社の指示への従順、これらによるまたは同様の他のお客様に

- 対する旅行又は乗泊等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当該団体の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- d. 前c.の「官公署の命令」の一例として、旅行日程に含まれる地域について、外務省から危険情報が出され旅行の継続が不可能となったとき。
- e. お客様が暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業その他の反社会的勢力であると判断したとき。
- (イ)前(A)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。
- (ウ)前(A)の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けられない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払われなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払戻します。
- (エ)前(A)および前(B)により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様が旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配をひきつきます。この場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、お客様のご負担となります。

18.旅行代金の払戻し

当社は、第14項(3)から(5)までの規定により旅行代金が減額された場合より、第16項から第17項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に対して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しについては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しについては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に当該金額を払戻します。遺留契約の場合は提携会社のカード規約に従って、お客様に当該金額を払戻します(この場合カード利用日は減額・解除を行う旨をお客様に通知した日とします)。但し、前第17項(2)により旅行契約を解除した場合には、旅行を中止したためその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の提供に支払い、又はこれから支払われなければならない費用がある場合は、これらをお客様の負担とし、差し引いて払戻します。

19.団体・グループ契約

- 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ旅行契約の締結については、以下の規定を適用します。
- (1)当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成するお客様(以下「構成者」といいます。)の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取扱は、当該契約責任者との間でを行います。
- (2)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合は、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

20.旅程管理

- (1)当社は、お客様に安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に以下に掲げる業務を行います。
- a. お客様が旅行中に旅行サービスを受けられることができないおそれがあると思われるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- b. 前a.の措置を講じたにもかかわらず旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨がかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めますこと等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (2)本項(1)の業務は同行する添乗員によって行わせますが、添乗員が同行しない場合は現地において当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます)により行なわせ、その者の連絡先は最終日程等旅行書面に明示いたします。

21.添乗員

- (1)添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- (2)本項(1)の添乗員その他の者が第20項の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

22.当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければならないとします。

23.保護措置

当社は、当社が実施する企画旅行に参加するお客様がその旅行中に、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることとなります。この場合において、費用が当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様ののご負担とし、当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払われなければならないとします。

24.当社の責任及び免責事項

- (1)当社は旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、損害発生の日より起算して2年以内に当社に対して申出があった場合、お客様が被らした損害を賠償いたします。
- (2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当該当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3)手荷物として生じた(1)の損害につきましても、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申出があった場合に限り、賠償いたします。但し、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人当たり最高15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)までといたします。

25.特別補償

- (1)当社は第24項の当社の責任が生じるか否かを問わず、特別補償規定で定めることにより、お客様が旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- ①死亡補償金:2,500万円
 ②後遺障害補償金:程度に応じて死亡補償金の3～100%
 ③入院見舞金:入院日数により4万円から40万円
 ④通院見舞金:通院日数により2万円から10万円
 ⑤携帯品損害補償金:お客様1名につき15万円を限度
 ただし、補償対象品の1個または1対については10万円を限度とし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影すみのフィルム、磁気アダプ、磁気ディスク、チューナー・ロム、光ディスク等情報機器(コンピュータおよびその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録された情報、その他約款の「特別補償規定」第18条2項に定める品目については補償しません。
- (2)前(1)の損害について当社が前24項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- (3)前(2)に規定する場合において、(1)の規定に基づく当社の補償金支払義務は、当社が第24項(1)の規定に基づいて支払うべき損害賠償金(前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。)に相当する額だけ減額するものとします。

- (4)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収めて当社が実施する募集型企画旅行については、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。
- (5)お客様が旅行参加中に被らした損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病のほか、企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンגライダー・搭乗、超軽量動力機(モーター・ハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャーロプレーン搭乗、山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレーその他これらに類する登山関連中の事故によっても生じたときは、当社は(1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。但し、当該運動が企画旅行の行程に含まれているときは、この限りではありません。
- (6)お客様が暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると判明した場合、当社は(1)の補償金および見舞金を支払わないことがあります。

26.オプションツアー又は情報提供

- (1)オプションツアーの主催者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中のお客様に発生した第25項で規定する損害に対しては、当社は同項の規定に基づき損害補償金を支払います。また、当該オプションツアーの履行に係る主催者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該オプションツアーが主催される現地法及び当該主催者の責任に及びます。
- (2)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第25項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

27.旅程保証

- (1)当社は、次に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②③に規定する変更を除きます)は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。但し、当該変更について当社に第24項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ①変更の原因が以下のものであることが明白な場合
 (ただし運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
- ア. 天災地変
 イ. 戦乱
 ウ. 暴動
 エ. 官公署の命令
 オ. 欠航、不運、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- キ. お客様の生命又は身体への安全確保のために必要な措置
 ②第24項の規定に基づき当社の責任が明らかであるとき。
 ③第16項から第17項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更であるとき。
- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3)当社が本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後、当該変更について当社に第24項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は当社が支払うべき損害賠償金の額をお客様が返還すべき変更補償金の額と相殺した残額を支払います。
- (4)当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替えて、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額=1件につき下記の率×お支払い旅行代金	旅行開始日以前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%	
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%	
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りません)	1.0%	2.0%	
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%	
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始する空港又は旅行開始する空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%	
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は經由便への変更	1.0%	2.0%	
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%	
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%	
⑨ 上記の①～⑧に掲げる変更のうち契約書のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%	

注1. 確定書面(最終旅行日程表)が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注2. ③または④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注3. ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注4. ④または⑦もしくは⑧に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注5. ⑨に掲げる変更については、①から⑧までの率を適用せず、⑨の料率を適用します。

28.お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失により当社が損害をこうむったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないとします。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたら認めたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないとします。

29.その他

- (1)お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員その他の者に依頼された場合その他に伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に際しては、

費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の取返に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。

- (2)お客様のご便宜をはかるために土産物店にご案内することがあります。お買出しの際は、お客様が責任で購入していただきます。
- (3)ごも代金は、旅行開始日当日を基準に、満2歳以上、12歳未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2歳未満で航空座席を使用しない方に適用します。
- (4)当社は、いかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。
- (5)当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレットの各コースに記載している出発空港(国内線の特別料金設定のあるコースで当社が承諾し、国内部分を含めて募集型企画旅行契約が成立しているものについては、国内線の出発空港)を出発(集合)して以降、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所にて集合して、海外での解散場所で解散するまでとなります。
- (6)当社は、旅行契約時にお申し出のあったお客様のお名前でご旅行サービスの提供を受けることができるよう手配を進めてまいります。ご契約でいただいたお名前とパスポート名が違う場合は、ご旅行に参加いただけないことがあります。お客様の責任において正確な名前でご契約いただきます。出発間際にお名の訂正等の申し出があった場合は、手配内容の変更に係わる諸費用を申し受けます。
- (7)当社の旅行予約款(募集型企画旅行の部)及び特別補償規定をご入用の方は係員にお申し付けください。

30.旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2014年7月1日改正・施行の旅行業法・旅行業約款(募集型企画旅行の部)に基づき、2014年7月1日を基準として作成しております。また旅行代金の基準日はパンフレット・料金表をご覧下さい。

渡航先の危険情報・保健衛生について

■海外危険情報について
 渡航先の国または地域によっては、外務省が「海外危険情報」を出す場合がございます。詳しくはお申し込みの販売店にてご確認ください。また、下記の外務省海外安全相談センター(電話:03-5501-8162)、「外務省海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)」でもご確認ください。 (電話番号、ホームページアドレスは予告なく変更になる場合があります)

■保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「感染症情報ホームページ(<http://www.forth.go.jp/>)」でご確認ください。

個人情報取り扱いについて

■当社及び販売店は旅行申し込みの際提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
 *このほか、当社および販売店では、(1)会社および会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 (2)旅行参加後のご案内やご感想の提供をお願い(3)アンケートのお願い(4)特典サービスの提供(5)統計資料の作成(6)お客様の個人情報を利用していただくことがあります。

渡航手続き

旅券(パスポート)をお持ちでない方や期限切れの方は旅券を取得していただく必要があります。また渡航先により入国時、乗継時等における旅券の必要残存期間が異なります。現在お持たの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証(ビザ)の取得をお客様ご自身でお願いいたします。尚、これら手続きの代行、入国書類作成などについては、お申し込みの販売店にて別途、渡航手續料金をいたいた上でお取り扱いしております。お申し込みの販売店にご相談ください。
 *渡航先での万一の旅券紛失に備え、ご出発前に旅券の最初のページ(写真ページのコピー、および予備のパスポート写真2枚を旅券と別にお持ちになることをおすすめします。

大きな荷物をお持ちになるお客様へ

■航空機にお預けになる荷物には、重さ・大きさ制限があります。制限を超えそうな場合は航空会社の判断により超過手荷物料金がかかる場合やお預かりできない場合もあります。また、現地の空港からホテル間において別途運搬料をいただく場合があります。サーフボードなどをお持ちになる場合は予めお申し込みの販売店にお申し出下さい。

変更に伴う諸費用

- お取消料の対象となる期間以下の事項が発生した場合は、下記の表の区分に従って変更に係る諸費用を申し受けます。なお、訂正・追加・変更・取消に伴う手配が完了した時点で、変更が発生した日といたします。また、変更に伴い航空運賃に差額が生じたときは、これをお客様負担といたします。
- (ア)氏名および性別の変更
 (イ)大人、ごも、幼児の年齢区分の訂正
 (ウ)「延泊プラン」「国内線特別追加プラン」の追加・変更・取消および航空機座席クラスの変更
 (エ)その他お客様の都合による航空券の変更

ご旅行方面	諸費用
ハワイ	17,500円
ヨーロッパ(ロシアを除く)・北米・中南米・アジア・中東(ドバイを除く)	17,500円～30,000円
オセアニア	10,000円～30,000円
アジア(韓国を除く)・ロシア・南太平洋・中国	10,000円
ミクロネシア	15,000円
韓国	6,000円
上記以外の各方面	5,000円

■旅行企画・実施

観光庁長官登録旅行業第1587号 

株式会社 B T X

604-8437 京都市中京区西ノ京東中合町56「バット御池2F」
 TEL.075-823-3550(代) FAX.075-823-3383
<https://btxinc.co.jp>